第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一　財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二　当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であって、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条に見出しとして「（外国会社の特例）」を付し、同条中「第一条の二」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七十条第二項中「に係る四半期累計期間における」を「における四半期累計期間に係る」に改め、同条第三項中「前事業年度において」を「前事業年度の対応する四半期会計期間において」に、「当期純利益金額」を「四半期純利益金額」に、「当期純損失金額」を「四半期純損失金額」に、「前事業年度に係る」を「前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る」に改め、同条第四項中「当四半期会計期間に係る」を「当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る」に改める。

第八十七条第一項中「第八十四条、第八十五条第二項」を「第八十六条、第八十七条第二項」に改め、同条第二項中「第八十四条及び第八十五条第二項」を「第八十六条及び第八十七条第二項」に改め、同条を第八十九条とし、第八十三条から第八十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　特定会社の四半期財務諸表

（特定会社の四半期財務諸表の作成基準）

第八十三条　特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2　特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第八十四条　指定国際会計基準によって作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。

第一条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。

第二条の七第一項第一号中「準ずる者をいう」の下に「。第十九条第二項第一号ヲ(2)において同じ」を加える。

第八条の二第二項中「第八条第三項」を「第一条第三項第五号」に改める。

第十六条の二第二号中「（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）」を削る。

第十七条第一項第一号中「掲げる事項」を「掲げる書類」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）（内国法人である指定法人にあっては、これらに準ずるもの）

第十七条第一項第二号中「掲げる事項」を「掲げる書類」に改める。

第十九条第二項第一号中「以下この号において同じ」を「以下この条において同じ」に、「開始された場合」を「開始された場合　次に掲げる事項」に改め、同号イ中「場合は」を「場合には」に、「含む」を「含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること」に改め、同号へを次のように改める。

へ　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

第十九条第二項第一号リ及びヌを次のように改める。

リ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質（第九項に規定する場合に該当する場合にあっては、第八項に規定する取得請求権付株券等の内容と第九項に規定するデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）その他の取引の内容を一体のものとみなした場合の特質。以下同じ。）

(2)　提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

(3)　第九項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(4)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下リにおいて同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）

(5)　提出会社の株券の売買（令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）

(6)　提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

(7)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

ヌ　有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容（受託有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該受託有価証券の内容及び当該受託有価証券に係るリに掲げる事項）